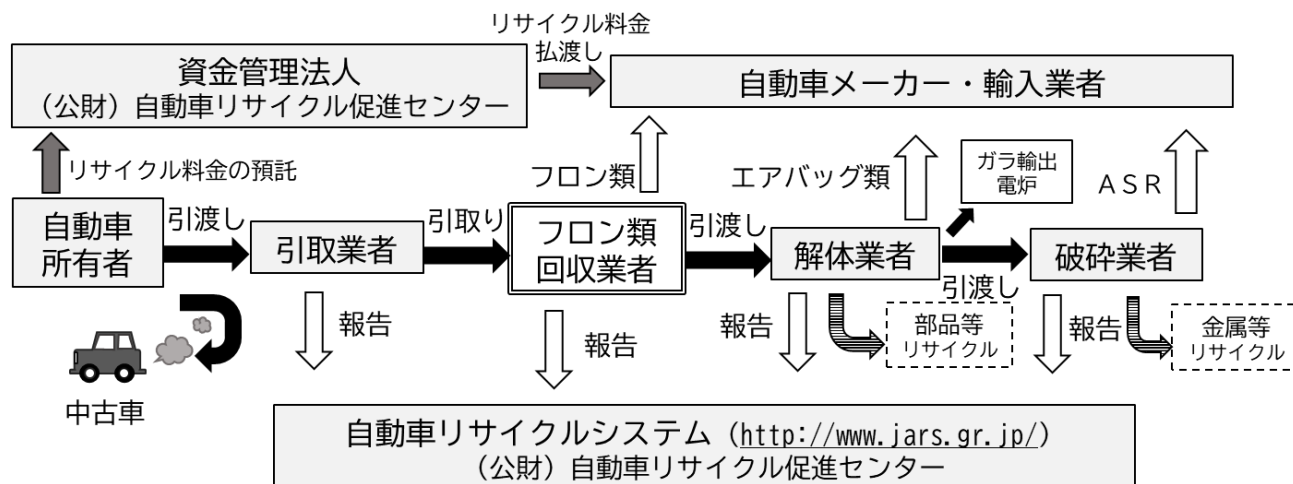


自動車リサイクル法 フロン類回収業を行うにあたって

自動車リサイクル法の流れ



使用済自動車のフロン類回収について

1 フロン類回収業者の登録

使用済自動車からフロン類の回収を業として行うためには、沖縄県知事*への登録が必要です。また、登録の有効期間は5年間となりますので、継続して業を行う場合は、5年ごとに更新申請を行う必要があります。

* 那覇市内に事業所を設置する場合は、那覇市長への登録が必要

2 自動車リサイクルシステムへの登録

フロン類回収業の登録を受けた後は、必ず自動車リサイクルシステムへの事業者登録を行ってください。システムへの登録を行わない場合、引取・引渡等の移動報告(電子マニフェストの使用)が行えず、実質的に業を行う事ができません。

更新申請の場合は、期限満了日までに自動車リサイクルシステム上で、更新操作を行う必要があります。手続きを行わずに満了日を過ぎると、移動報告が行えなくなります。

〈自動車リサイクルシステムお問い合わせ先〉

TEL:050-3786-7755 <http://www.jars.gr.jp/>

3 フロン類回収業者の主な役割

【引取り】

引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務があります。

【フロン類回収・引渡し】

フロン類はフロン類回収基準に従い回収しなければなりません。また、回収したフロン類は自ら再利用する場合を除いて、自動車製造業者等へ引き渡さなければなりません。フロン類を運搬するときは、運搬基準に従って運搬してください。

自動車リサイクル法 フロン類回収業を行うにあたって

【引渡し】

フロン類を回収したときは、速やかに、フロン類回収後の使用済自動車を解体業者へ引き渡さなければなりません。

【報告】

自動車リサイクルシステムにより移動報告(引取報告、引渡報告)を行わなければなりません。

- ・使用済自動車の引取報告(引き取った日から3日以内)
- ・使用済自動車の引渡報告(引き渡した日から3日以内)
- ・フロン類の引渡報告(引き渡した日から3日以内)

フロン類年次報告

事業所ごとに、毎年4月1日～4月30日の間に、前年度(前年4月1日～当年3月31日)のフロン類回収実績を自動車リサイクルシステムにより報告しなければなりません。

標識の掲示

事業所ごとの見やすい場所に、次の事項を記載した標識を掲示しなければなりません。

- ① フロン類回収業者であることを示す内容
- ② フロン類回収業者の氏名又は名称
- ③ 回収しようとするフロン類の種類
- ④ フロン類回収業者の登録番号

記載例

自動車リサイクル法に基づく登録事業者	
根拠法令	使用済自動車の再資源化等に関する法律 第53条
登録番号	
登録の種類	フロン類回収業者
事業者名称	〇〇自動車 (連絡先)
フロン類の種類	CFC HFC

20 cm×20 cm以上

登録後の変更について

以下の事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に管轄の保健所に変更届を提出しなければなりません。

- ① 氏名(名称又は代表者氏名)又は住所
- ② 事業所の名称又は所在地
- ③ 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)
- ④ 未成年者の法定代理
- ⑤ 回収しようとするフロン類の種類
- ⑥ フロン類回収設備の種類及び能力